

# レベル判定システム運用停止に伴う再審査について

## 1 再審査について

令和3年12月27日改正の建設業法施行規則に基づき、令和3年6月16日からレベル判定システム運用停止の影響を受けた方の再審査を受け付けます。

### (1) 申立期間

令和3年12月27日から令和4年4月26日まで ※**監理課必着**

### (2) 対象者

令和3年6月16日以降に経営事項審査の申請\*をした方のうち、経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度終了の日以前に、レベル判定を受け、能力評価結果の通知を受けたにもかかわらず、経営事項審査申請の際に、能力評価(レベル判定)結果通知書を提出できなかった方に限り、再審査を申し立てることができます。

※経営事項審査申請書副本に押印されている県収受印の日付が、令和3年6月16日以降のものとしします。

今回の再審査対象となる項目は、以下の2点です。

ア 技術職員名簿

イ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(技能者名簿の再審査を含む。)

今回の再審査の申立ては、義務ではありません。再審査の申立てをしない場合は、交付済みの経営事項審査結果通知書が有効となります。ただし、発注機関によっては、入札参加資格審査で再審査後の経営事項審査結果通知書の提出が求められる場合がありますので、各発注機関(市町村等)に御確認ください。

※青森県有資格建設業者名簿に登録されている方が再審査を受けた場合でも、等級及び総合点の変更は行いません。

現在(令和3年6月1日から令和4年6月30日まで)受付を行っている「随時の資格審査」、令和4年2月10日から令和4年3月9日に受付を行う「定期の資格審査」においては、再審査後の結果の提出も可能とします。

### (3) 手数料

無料です。

### (4) 受付方法

郵送により、受け付けます。

## 2 再審査の流れ

(1) (公財)青森県建設技術センターに、技術職員名簿等の事前確認申請(郵送)をしてください。

(2) 監理課へ提出書類(申立書、確認書類及び返信用封筒)を郵送してください。

(3) 監理課で審査をした後、結果通知書が送付されます。

### 3 提出書類

様式掲載場所(青森県建設業ポータルサイト「経営事項審査－申請書様式等ダウンロード」)

#### (1) 技術職員名簿等事前確認((公財)青森県建設技術センターへ送付するもの)

項目	補足説明	
事前確認願	左上に「再審査」と朱書きしてください。	
技術職員名簿(2部) (電算用紙 20005 帳票)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「レベル3技能者」及び「レベル4技能者」の追記又は「有資格区分コード」の修正をする際は、直近の経営事項審査で提出した技術職員名簿を基に作成してください。</li> <li>・掲載済みの技術職員の順番や、レベル3技能者及びレベル4技能者以外の「業種コード」、「有資格区分コード」、「講習受講」欄等は変更しないでください。</li> </ul> ※変更がない場合は、提出不要です。	
技能者名簿(2部) (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「評価日」、「レベル向上の有無」等を追記する場合は、直近の経営事項審査で提出した技能者名簿を基に作成してください。</li> </ul> ※変更がない場合は、提出不要です。	
確認書類(写し)	直近の経営事項審査で提出した技術職員名簿	(公財)青森県建設技術センターの収受印が押印されているもの
	直近の経営事項審査で提出した技能者名簿	(公財)青森県建設技術センターの収受印が押印されているもの
	能力評価(レベル判定)結果通知書	直近の経営事項審査申請時に、既にレベル3技能者又はレベル4技能者として掲載した者の証明書は、提出不要です。 ※グラウト技能者能力評価基準及び硝子工事技能者能力評価基準による、能力評価(レベル判定)結果通知書の再発行を御希望の場合は、【国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室(03-5253-8111)】へ御連絡をお願いします。
	常勤性を確認する書類	技術職員名簿及び技能者名簿に <u>追記した者に係るもの</u> ※詳細は経営事項審査の手引きP102を御確認ください。
	作業員名簿	審査基準日時点で稼働している工事に係るもの ※上記作業員名簿がない場合は、青森県建設業ポータルサイトに掲載されている「 <u>技能者名簿の確認書類として提出する作業員名簿について(令和3年6月18日)</u> 」を御確認ください。
返信用封筒	120円切手を貼付したもの	
【宛先】〒030-0822 青森市中央3丁目21-9 (公財)青森県建設技術センター 電話:017-718-4181(直通)		

(2)再審査申立て(青森県県土整備部監理課建設業振興グループに送付するもの)

項 目	補 足 説 明								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     申立書                      2部                      (正本……1部 副本(申立者控)……1部)                 </p> <p>                     経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書                      (電算用紙 20001 帳票)                 </p>	<p>                     ・「経営規模等評価申請書」及び「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」を二重線で消してください。                 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: small;">様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="font-size: x-small;"> <del>建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。</del>  <del>建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。</del>  <del>建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。</del> </p> </div> <p>                     ・項番05「申請等の区分」は「4」を記入してください。                 </p> <p>                     ・直近の経営事項審査申請時以降に、許可情報(項番02、08～14)を変更した場合は、最新の情報を記入してください。                 </p> <p>                     ・項番19「技術職員数」に変更がある場合は、修正してください。                 </p> <p>                     ・項番04、15～18、20は、直近の経営事項審査申請書と同じ内容を記入してください。                 </p> <p>                     ・申請書2枚目下部の「再審査を求める事項等」を記載してください。                 </p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">審査結果の通知番号</td> <td style="width: 50%;">審査結果の通知年月日</td> </tr> <tr> <td>第 (空欄) 号</td> <td>令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>再審査を求める事項</td> <td>再審査を求める理由</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日施行の改正に係る事項</td> <td>制度改正のため</td> </tr> </table> <p>                     ※「審査結果の通知番号」は記載不要です。                      ※「審査結果の通知の年月日」の欄には、直近の結果通知書(旧結果通知書)の通知年月日を記入してください。                 </p>	審査結果の通知番号	審査結果の通知年月日	第 (空欄) 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日	再審査を求める事項	再審査を求める理由	令和3年12月27日施行の改正に係る事項	制度改正のため
審査結果の通知番号	審査結果の通知年月日								
第 (空欄) 号	令和〇〇年〇〇月〇〇日								
再審査を求める事項	再審査を求める理由								
令和3年12月27日施行の改正に係る事項	制度改正のため								
<p>技術職員名簿(原本) (電算用紙 20005 帳票)</p>	<p>(公財)青森県建設技術センターの收受印が押印されているもの                      ※変更がない場合は、添付不要です。</p>								
<p>技能者名簿(原本) (様式第5号)</p>	<p>(公財)青森県建設技術センターの收受印が押印されているもの                      ※技術職員名簿の次に綴ってください。                      ※変更がない場合は、添付不要です。</p>								
<p>その他の審査項目(社会性等) (電算用紙 20004 帳票)</p>	<p>                     ・「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目を修正する際は、直近の経営事項審査で提出したものを基に作成してください。                      ・上記以外は、変更しないでください。                 </p>								

確認書類 (写し)	直近の経営事項審査結果 通知書(旧結果通知書)	
	直近の経営事項審査申請 書の副本	申請書副本全ページの写しを提出してください。
	許可変更届	直近の経営事項審査申請以降に、許可情報(項番02、08~14)を変更した場合は、提出してください。
返信用封筒	140円切手を貼付したもの ※切手の金額が不足する場合は、「受取人払」で返送します。	
委任状 (青森県行政書士会指定様式)	行政書士が代理申請する場合は、添付してください。 ※申立書には、行政書士の職印を押印してください。	
<p>【宛先】〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 <u>県土整備部監理課建設業振興グループ</u></p>		

【問合せ先】

青森県 県土整備部

監理課 建設業振興グループ

電 話 017-734-9640(直通)